

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係

令和6年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別適用人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別人員構成比及び性別人員構成比	2
第2表 給料表別平均給与月額	4
第3表 給料表別、等級別平均給料月額	6
第4表 給料表別、等級別、号俸別人員分布	8
第5表 扶養手当の支給状況	36
第6表 住居手当の支給状況	37
第7表 通勤手当の支給状況	38

2 民間給与関係

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	39
第8表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第9表 給与改定の状況	41
第10表 定期昇給の実施状況	41
第11表 初任給の改定状況	42
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	43
第13表 職種別、企業規模別給与額等	44
第14表 家族手当の支給状況	59
第15表 通勤手当の支給状況	60
第16表 特別給の支給状況	61
第17表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	61
第18表 定年制の状況等	62

3 職員給与と民間給与との比較

第19表 職員給与と民間給与との較差	63
--------------------	----

4 生計費関係

第20表 費目別、世帯人員別標準生計費（徳島市）	64
--------------------------	----

5 令和6年人事院勧告・報告の概要

	65
--	----

1 職員給与関係

令和6年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

次に掲げる条例の適用を受ける職員（臨時的任用職員を除く。）。よって、企業職員、病院事業職員、技能労務職員及び会計年度任用職員は含まない。

ア 職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）

イ 徳島県学校職員給与条例（昭和27年徳島県条例第4号）

ウ 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年徳島県条例第27号）

エ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成21年徳島県条例第87号）

給 料 表	適 用 対 象 職 員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
研究職給料表	試験研究機関等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等
医療職給料表（一）	診療所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（二）	診療所等に勤務する薬剤師、管理栄養士、栄養士等
医療職給料表（三）	診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等
特定獣医師職給料表	保健所等に勤務する獣医師
高等学校等教育職給料表	高等学校、特別支援学校等に勤務する教育職員
小学校中学校教育職給料表	小学校、中学校等に勤務する教育職員
公安職給料表	警察官

- （注） 1 医療職給料表（二）には、徳島県学校職員給与条例の医療職給料表を含む。
2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に適用される給料表は、適用者がいない。

(3) 調査の方法

各任命権者の報告資料及びその他の統計資料によって調査した。

(4) その他

調査項目及び調査結果の概要は、第1表から第7表までに示すとおりである。

第1表 給料表別適用人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別人員構成比及び性

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全 給 料 表	人 10,932	歳 42.2	年 19.6
行 政 職 給 料 表	3,563	42.9	20.6
研 究 職 給 料 表	145	39.6	16.2
医 療 職 給 料 表 (一)	35	37.7	13.4
医 療 職 給 料 表 (二)	61	39.1	16.4
医 療 職 給 料 表 (三)	85	36.4	14.2
特 定 獣 医 師 職 給 料 表	60	42.9	19.2
高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	1,812	45.3	22.0
小 学 校 中 学 校 教 育 職 給 料 表	3,624	42.0	18.9
公 安 職 給 料 表	1,547	38.6	17.4

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は、含まれていない（以下同じ）
2 学歴は、給与決定上の学歴とし、大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短
3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100となら
4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第
関する条例」附則第3項により給料月額が決定される職員を除いた数値である（以

別人員構成比

学歴別人員構成比				性別人員構成比	
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
% 83.4	% 3.8	% 11.9	% 0.9	% 54.1	% 45.9
74.7	5.7	17.0	2.7	62.9	37.1
97.2	2.1	0.7	—	67.6	32.4
100.0	—	—	—	68.6	31.4
85.2	14.8	—	—	23.0	77.0
71.8	27.1	1.2	—	—	100.0
93.3	—	6.7	—	56.7	43.3
97.4	1.8	0.8	—	45.8	54.2
97.8	2.2	0.1	—	36.2	63.8
52.0	4.2	43.8	—	88.0	12.0

。) 。

大卒には高等専門学校卒業者を含む。

ない場合がある。

3 項、「徳島県学校職員給与条例」附則第 3 項及び「徳島県地方警察職員の給与に
下同じ。) 。

第2表 給料表別平均給与月額

給料表	調査年月	令和6年4月現在					給料 A'
	種別	給料 A	扶養手当 B	地域手当 C	その他 D	計 E	
		円	円	円	円	円	円
全給料表		350,169	8,353	6,589	14,565	379,676	347,399
行政職給料表		329,105	8,076	6,384	17,378	360,943	326,811
研究職給料表		339,682	9,897	5,950	9,717	365,246	337,211
医療職給料表（一）		415,586	3,300	70,568	299,206	788,659	416,388
医療職給料表（二）		317,108	6,361	5,498	7,946	336,913	311,009
医療職給料表（三）		307,220	1,935	5,315	9,168	323,638	299,251
特定獣医師職給料表		391,868	7,167	6,944	36,422	442,401	378,146
高等学校等教育職給料表		388,225	8,246	6,805	9,438	412,713	387,046
小学校中学校教育職給料表		363,149	6,602	6,391	13,052	389,194	360,789
公安職給料表		325,251	13,664	5,983	11,360	356,258	318,136

（注）1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 その他は、管理職手当、給料の特別調整額、住居手当、初任給調整手当、単身赴任ずる手当である。

3 平均月額は、1円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合

令和5年4月現在				対 前 年 比				
扶養手当 B'	地域手当 C'	その他 D'	計 E'	給 料 A/A'	扶養手当 B/B'	地域手当 C/C'	その他 D/D'	計 E/E'
円	円	円	円	%	%	%	%	%
8,325	6,570	13,965	376,259	100.8	100.3	100.3	104.3	100.9
8,198	6,547	16,503	358,060	100.7	98.5	97.5	105.3	100.8
10,523	5,918	10,619	364,272	100.7	94.1	100.5	91.5	100.3
3,453	69,939	298,022	787,802	99.8	95.6	100.9	100.4	100.1
6,098	5,390	5,500	327,997	102.0	104.3	102.0	144.5	102.7
2,624	5,168	7,361	314,403	102.7	73.7	102.8	124.5	102.9
6,148	6,646	35,887	426,827	103.6	116.6	104.5	101.5	103.6
8,400	6,787	9,212	411,446	100.3	98.2	100.3	102.5	100.3
6,458	6,341	12,503	386,092	100.7	102.2	100.8	104.4	100.8
13,427	5,798	11,617	348,977	102.2	101.8	103.2	97.8	102.1

手当（基礎額）、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準がある。

第3表 給料表別、等級別平均給料月額

職務の等級 給料表	1 級	2 級	特 2 級	3 級
	円	円	円	円
行 政 職 給 料 表	210,740	245,697		299,122
研 究 職 給 料 表	—	265,089		373,235
医 療 職 給 料 表 (一)	327,014	409,711		517,809
医 療 職 給 料 表 (二)	—	226,600		263,273
医 療 職 給 料 表 (三)	—	243,109		273,063
特 定 獣 医 師 職 給 料 表	242,471	271,975		351,850
高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	295,878	365,798	421,611	453,574
小 学 校 中 学 校 教 育 職 給 料 表	—	335,018	397,689	423,842
公 安 職 給 料 表	219,354	258,678		296,365

4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
円 362, 627	円 390, 160	円 407, 533	円 429, 890	円 456, 085	円 494, 368
425, 500	457, 800				
573, 200					
297, 447	377, 659	401, 633	—	—	
307, 550	374, 069	419, 278	—		
400, 286	438, 113	465, 150	—		
470, 517					
440, 508					
358, 301	398, 578	416, 532	435, 227	451, 267	470, 000

第4表 給料表別、等級別、号俸別人員分布

行政職給料表

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2			1				1		
3									
4			1			1	1		
5									1
6		1							1
7									1
8									2
9	8								2
10		2							1
11									2
12	8	2							10
13	3	1	1						
14	1	6	1						
15		3	1						
16	4	55		1					
17	2	8	1	1					
18	2	9	6	2					
19	1	5	4					2	1
20	8	13	3	1				4	
21	1	6	7	1					
22	4	54	25	1					
23		6	3					6	
24	11	14	6	2					
25		7	4					8	
26	3	56	6	2				2	
27	1	12	6	4				4	
28	7	16	10	3				10	
29	54	7	5	2					
30	3	64	23	6			1	3	
31		10	10	4			20	1	
32	78	15	18	9			15		
33	1	15	6	1			2		
34	2	40	43	8			3		
35	5	6	7	1			17		
36	58	10	28	15					
37	16	3	5	4			3		
38	9	7	33	18	1		3		
39	6	5	8	11	1				
40	79	5	16	19			5		
41	8	4	8	1	2	2	4		1
42	9	3	24	17	3	1			
43	2	3	12	6	2		3		
44	65	3	12	20	3	3	1		
45	8	3	11	11	2	2			
46	8	1	30	26	3	8	1		
47	3	2	6	11	1	2			
48	5		11	19	5	2			

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
49	人 6	人	人 4	人 7	人 2	人 1	人	人	人
50		2	13	26	6	12			
51	2	2	8	12	4	35			
52	2	1	7	25	3	20			
53	4		1	16		50			
54		1	9	25	10	16			
55			2	24		25			
56	2		4	23	3	13			
57	5	1	3	5	2	14			
58			7	14	7	11			
59	1	1	3	17	9	20			
60			5	19	6	18			
61	1		5	10	5	17	3		
62		1	6	13	7	19			
63			2	24	8	25			
64	1		4	17	6	13			
65	1			13	4	8			
66			4	20	13	8			
67			3	11	8	20			
68	1		2	10	27	11			
69	5		1	11	8	10			
70			1	14	11	7			
71			2	10	6	10			
72	1		1	7	26	14			
73			1	6	15	13			
74			3	7	4	3			
75				7	35	3			
76			4	6	6	5			
77			2	7	12	5			
78			3	7	6	2			
79		1	1	7	24	4			
80			1	6	6	6			
81			2	5	13	3			
82			5	4	9	2			
83			3	3	19	1			
84			2	5	6	4			
85			2	7	10	38			
86					7				
87		1	1	2	12				
88			1	3	9				
89			4	3	12				
90			2	5	13				
91				4	10				
92				3	8				
93			1	137	84				
94			3						
95									
96									
97			1						
98			1						
99			1						
100									

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
101 102 103 104	人	人	人	人	人	人	人	人	人
105 106 107 108		1	1						
109 110 111 112									
113 114 115 116			3						
117 118 119 120									
121 122 123 124									
125									
計	515	494	547	834	524	507	83	40	19
								総計	3,563

研究職給料表

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8		1			
9		2			
10					
11					
12		3			
13		3			
14			1		
15					
16		7			
17			1		
18					
19		1	1		
20		6	1		
21					
22			3		
23		1			
24		3			
25			1		
26		2	3		
27			2		1
28		2	1		
29		1	1		
30		2	2		
31			1		
32					
33		2	2		
34		1			
35		1			
36			1		
37		1			
38		4	1		
39		2			
40		1	1		
41		3	1		
42		1	1		
43					
44		1	1		
45					
46			1		
47		1	1	3	
48					

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
49	人	人	人	人	人
50		1	1		
51			1	2	
52			1		
53					
54			1	1	
55			1	2	
56			1		
57			1		
58				1	
59			2	1	
60			1		
61			2		
62					
63			1		
64					
65			1		
66			1		
67			1		
68					
69				1	
70			4		
71			4		
72			1		
73			2	2	
74			3		
75					
76			1		
77					
78			2		
79					
80					
81			1		
82			3		
83					
84			1		
85			1		
86			1		
87			2		
88					
89			8		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
101 102 103 104	人	人	人	人	人
105 106 107 108					
109 110 111 112					
113 114 115 116					
117 118 119 120					
121					
計	—	53	78	13	1
総計					145

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	4			
14		1		
15				
16	1			
17				
18				
19				
20	4			
21				
22	1	2		
23				
24	1			
25				
26		2		
27				
28				
29		1		
30	3	3	1	
31				
32				
33				
34			1	
35				
36				
37				
38			2	
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
49	人	人	人	人
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57			1	
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			6	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	14	9	11	1
			総計	35

ロ 医療職給料表（二）

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8		1						
9								
10			1					
11								
12								
13		1						
14			1	1				
15		1						
16		1						
17			1					
18								
19				1				
20		5						
21								
22			1					
23								
24								
25			1					
26			4	2				
27				1				
28								
29		1						
30				3				
31								
32								
33								
34				2				
35					1			
36			1					
37								
38				2				
39					2			
40				1				
41					1			
42				2				
43						1		
44								
45								
46			1		1			
47								
48					1	1		

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
49	人	人	人	人	人	人	人	人
50								
51								
52						1		
53								
54								
55								
56					1			
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								
65								
66								
67								
68								
69								
70					2			
71								
72								
73								
74					1			
75					1			
76					1			
77					1			
78					1			
79								
80								
81								
82								
83					1			
84								
85					7			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
101	人	人	人	人	人	人	人	人
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	—	10	11	15	22	3	—	—
							総計	61

ハ 医療職給料表（三）

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10			2				
11							
12							
13							
14							
15							
16			2				
17							
18		3	2				
19							
20		1	2	1			
21				1			
22		11					
23			1				
24		2	3	1			
25		1					
26		2	1	2			
27							
28			3	1			
29		1	1				
30		1		3			
31							
32				1			
33							
34			1				
35				1			
36		1		2			
37							
38			1		1		
39					1		
40				1			
41							
42					1		
43							
44					1	2	
45				1			
46							
47							
48						1	

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
49	人	人	人	人	人	人	人
50				1		1	
51					1	1	
52					1	2	
53							
54					2		
55				1			
56				1		1	
57							
58							
59						1	
60							
61							
62					1		
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69					1		
70							
71							
72					1		
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84					1		
85					1		
86							
87							
88							
89							
90					1		
91							
92							
93					2		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
101 102 103 104	人	人	人	人	人	人	人
105 106 107 108							
109 110 111 112							
113 114 115 116							
117 118 119 120							
121 122 123 124							
125 126 127 128							
129 130 131 132							
133 134 135 136							
137 138 139 140							
141 142 143 144							
145 146 147 148							
149 150 151 152							

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
153	人	人	人	人	人	人	人
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	—	23	19	18	16	9	—
						総計	85

特定獣医師職給料表

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8							
9 10 11 12		1 1					
13 14 15 16		1					
17 18 19 20			1				
21 22 23 24				1			
25 26 27 28			1 1			1	
29 30 31 32				1			
33 34 35 36	3		1 2 2		2	1	
37 38 39 40	2					1	
41 42 43 44	1			1	1 2	1	
45 46 47 48				1	1		

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
49	人	人	人	人	人	人	人
50				2	1		
51				2			
52			1				
53					1		
54							
55				1			
56							
57				1			
58							
59				1			
60							
61				1			
62	1		1				
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69				1			
70							
71				1			
72							
73							
74							
75							
76							
77				5			
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
計	7	4	16	21	8	4	—
						総計	60

高等学校等教育職給料表

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1 2 3 4	人	人	人	人	人
5 6 7 8		14 7			
9 10 11 12		3 1 1 9			
13 14 15 16		5 2 8			
17 18 19 20		4 3 4 16			
21 22 23 24		7 4 4 9			
25 26 27 28		8 2 5 12			1
29 30 31 32		5 6 3 17			2 1 19
33 34 35 36		4 6 6 22			4 5
37 38 39 40		7 6 13 20			4
41 42 43 44	1 2	7 7 6 25			
45 46 47 48		2 13 10 17		1 1	

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
49	人 1	人 13	人	人	人
50		8			
51		3		1	
52		7		1	
53	1	5			
54		12		1	
55	1	13		2	
56		14		1	
57		5		1	
58		12		1	
59	1	5		2	
60	1	12		2	
61		9		1	
62	1	12		1	
63		3		5	
64	2	18	1	1	
65		5			
66		6	1	1	
67	1	7		1	
68		16		2	
69		10	1	2	
70		7		4	
71		11		3	
72		8		5	
73		10		4	
74	2	14	3	5	
75	1	9		4	
76		15	1	4	
77		9	1	38	
78		6	2		
79	1	10			
80		16			
81	1	6			
82	1	14	1		
83		9	1		
84	1	14			
85	1	10	1		
86		13			
87		13			
88		17	3		
89		12	3		
90		9	1		
91		11	4		
92	1	22	1		
93	1	12	1		
94		8	2		
95	1	11	1		
96		26	1		
97		11	1		
98		7			
99		14	1		
100	1	23			

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
101	人	人	人	人	人
102		14			
103		14			
104		12			
105		18			
106	2	17			
107		12			
108		26			
109		12			
110	3	11			
111	1	16	1		
112	1	18			
113		7			
114	1	11	1		
115		15			
116		12			
117		15	1		
118	1	18			
119		12			
120	1	14			
121	1	9			
122		11			
123	1	10			
124		7			
125	1	10			
126		9			
127		17			
128	1	15			
129		18			
130	1	12			
131		22			
132	1	10			
133		16			
134		10			
135	2	22			
136		23			
137	2	23			
138		16			
139	1	23			
140		24			
141		18			
142		16			
143		13			
144		12			
145		38			
146					
147	2				
148					
149	1				
150					
151					
152	2				

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
153	人	人	人	人	人
計	54	1,592	35	95	36
				総計	1,812

小学校中学校教育職給料表

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1 2 3 4	人	人	人	人	人
5 6 7 8					
9 10 11 12					
13 14 15 16					
17 18 19 20		19			
21 22 23 24		30 26 3 3	1		2 138 5
25 26 27 28		9 3 1 72			5 44
29 30 31 32		16 4 7 78	1		5 16
33 34 35 36		13 8 4 82	1		2 1 8
37 38 39 40		13 7 9 78		1	4
41 42 43 44		4 10 7 76	2	1	
45 46 47 48		7 19 14 79	1 5		

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
49		7			
50		16		5	
51		7		1	
52		85	1	1	
53		10	1		
54		22	1	2	
55		16	1	1	
56		65	1	2	
57		15	2	2	
58		21	1	3	
59		24	1		
60		73		2	
61		20		6	
62		26	1	4	
63		18		2	
64		68		2	
65		7		4	
66		16	3	5	
67		31	1	6	
68		71	1	5	
69		9		6	
70		15	1	5	
71		22		6	
72		64	1	8	
73		11	2	5	
74		23		8	
75		20	2	6	
76		41		5	
77		13	1	7	
78		16	1	5	
79		21		5	
80		45	1	10	
81		11	2	6	
82		12	1	7	
83		17		7	
84		45		4	
85		13	1	10	
86		24	1	6	
87		10	2	4	
88		32		8	
89		12		7	
90		13	2	9	
91		17	6	3	
92		28	1	8	
93		14	5	68	
94		12	1		
95		16	1		
96		23	2		
97		15	2		
98		12	4		
99		15	2		
100		21	3		

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
101		11	3		
102		15	2		
103		17	4		
104		24	4		
105		12	4		
106		14	3		
107		18	2		
108		17			
109		20	1		
110		9	2		
111		12			
112		17	3		
113		8			
114		7			
115		9			
116		14	1		
117		8			
118		8			
119		8			
120		19			
121		11			
122		13			
123		6			
124		12			
125		9			
126		4			
127		4			
128		11			
129		10			
130		6			
131		11			
132		11			
133		10			
134		7			
135		20			
136		13			
137		9			
138		10			
139		14			
140		14			
141		15			
142		14			
143		21			
144		15			
145		26			
146		38			
147		34			
148		29			
149		33			
150		34			
151		40			
152		28			

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
153	人	人	人	人	人
154		26			
155		30			
156		19			
157		21			
157		75			
計	—	3, 010	103	281	230
				総計	3, 624

公安職給料表

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8	11 14								
9 10 11 12	2 3 19								
13 14 15 16	5 17		1						
17 18 19 20	5 19	30	2						
21 22 23 24	20 5 27	6 4	2 1		2				
25 26 27 28	2 4 1 4	28 8	6 3	2 1 1	2 1				
29 30 31 32	1 2 2	34 4 4	9 1	5 1	1 2				5
33 34 35 36	1 1 1	2 25 3 4	1 7 1 2	1 1 1	4 5	1 1			
37 38 39 40	1	1 23 3 4	1 8 4	1 2 6	1 5 2 2	1 1 1	1		
41 42 43 44		2 22 1 9	1 15 9	2 4 6	3 5 3 4	1 1 2			
45 46 47 48		2 17 1 7	3 18 5 13		2 5 4 4			7 2	

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
49	人	人	人	人	人	人	人	人	人
50		5	7	3	6			2	
51		7	14	12	4	2	3		
52		1	2	4	3	1	1		
53		2	12	16	2	1	1		
54		2	3	7	5		3	1	
55		7	19	15	4	3			
56		3	6	2	5	1	7		
57			12	14	2	4	4		
58			2	5	2	1	1		
59			19	22	5	4	6		
60			3	6	4	1	1		
61			12	12	4	1	1		
62			4	4	1		3		
63			23	11	3	1	2		
64			4	10	1	1			
65			11	11	1	5	1		
66			1	6	5		2		
67			6	12		2	3		
68			3	11			6		
69			5	9	2	1	2		
70			1	7	17	3	1		
71			1	8	3	2	1		
72			1	4	3	3	2		
73			4	7	5	1	1		
74			3	3	3	3			
75			3	4	3	1	2		
76			2	5	7	1	2		
77			1	6	3		1		
78			2	3	3	1			
79			3	6	4	1			
80				3	2				
81			4	3	1	1			
82			2	2	3				
83			3	1	3				
84		1		1	1	8			
85				1					
86				6			1		
87				4	2				
88			1		1				
89			1	2	1				
90				2	1				
91			1	4		1			
92				3	1	1			
93				2	42	6			
94				4					
95				2					
96			1	3					
97			1	2					
98				3					
99				1					
100				2					

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
101	人	人	人	人	人	人	人	人	人
102			1	1					
103				1					
104				1					
105				3					
106				1					
107				2					
108				1					
109									
110				2					
111				2					
112			1	2					
113			1						
114									
115				3					
116				4					
117									
118									
119				2					
120				1					
121				1					
122				2					
123				4					
124				4					
125				31					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138			1						
139									
140									
141			1						
計	170	272	321	412	225	71	59	12	5
								総計	1,547

第5表 扶養手当の支給状況

区 分		人 員				割 合
受 給 者		4,399人	うち 扶 養 親 族 である 配 偶 者 を 有 す る 者	うち 扶 養 親 族 である 子 を 有 す る 者	うち 配 偶 者 ・ 子 以 外 の 扶 養 親 族 を 有 す る 者	40.2%
			1,500人	3,768人	333人	
扶 養 親 族 数	1 人	1,540	422	996	122	35.0
	2 人	1,635	365	1,553	106	37.2
	3 人	938	496	933	58	21.3
	4 人	238	183	238	31	5.4
	5 人	42	30	42	14	1.0
	6 人	5	3	5	2	0.1
	7 人	1	1	1	—	0.0
	8 人以上	0	—	—	—	—
非受給者		6,533人				59.8%
扶養手当受給者の平均扶養親族数					2.0人	

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

2 受給者及び非受給者の割合は全職員を、扶養親族数欄の割合は受給者を、それぞれ100としたときの割合であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100とならない場合がある。

第6表 住居手当の支給状況

区 分	人 員	割 合
受 給 者	2,479人	22.7%
手当月額11,000円以下の者	10	0.4
手当月額11,100円以上27,900円以下の者	1,481	59.7
手当月額28,000円の者	988	39.9
非 受 給 者	8,453	77.3

配 偶 者 の 居 住 す る 借 家 ・ 借 間 に 係 る 住 居 手 当 の 受 給 者	人 員	割 合
	8人	0.1%

(注) 受給者及び非受給者の割合は全職員を、手当月額別の割合は受給者を、それぞれ100としたときの割合であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100とならない場合がある。

第7表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員	割 合
受 給 者	8,757人	80.1%
交通機関等のみを利用する者	115	1.3
交通用具のみを使用する者	8,311	94.9
交通機関等と交通用具を併用する者	331	3.8
非 受 給 者	2,175	19.9

(注) 受給者及び非受給者の割合は全職員を、通勤方法別の割合は受給者を、それぞれ100としたときの割合であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100とまらない場合がある。

2 民間給与関係

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

徳島県人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 281事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種 22職種 その他の職種 54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を、組織、規模、産業により11層に層化し、これらの層から102事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第8表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

ア 調査実人員は、行政職相当職種が3,927人（初任給関係238人、初任給関係以外3,689人）であり、その他の職種が970人（初任給関係19人、初任給関係以外951人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は18,233人であり、このうち、行政職相当職種は12,199人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) その他

調査項目及び調査結果の概要は、第8表から第18表までに示すとおりである。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	87	28	45	14	
農業、林業、漁業	1	0	0	1	
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	4	1	0	3	
製造業	40	13	22	5	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	14	6	6	2	
卸売業、小売業	5	1	2	2	
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	2	2	0	0	
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	21	5	15	1	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が13所あった。
- 2 調査対象事業所102所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた100所に占める調査完了事業所87所の割合（調査完了率）は、87.0%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第9表 給与改定の状況

(単位：％)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	49.3	0.0	1.3	49.4
課 長 級	46.3	0.0	1.3	52.4

- (注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。(回答のあった本店を対象として集計)
- 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100とならない場合がある。

第10表 定期昇給の実施状況

(単位：％)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実施	増額	減額	変化なし		
係 員	88.5	88.5	64.4	2.2	22.0	0.0	11.5
課 長 級	86.6	86.6	59.7	3.2	23.7	0.0	13.4

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。(回答のあった本店を対象として集計)
- 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100とならない場合がある。

第 1 1 表 初任給の改定状況

(単位：％)

学歴 / 企業規模 / 項目		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大学卒	規模計	40.0	(54.7)	(45.3)	(0.0)	60.0
	500人以上	46.7	(100.0)	(0.0)	(0.0)	53.3
	100人以上 500人未満	33.0	(62.0)	(38.0)	(0.0)	67.0
	100人未満	53.8	(28.6)	(71.4)	(0.0)	46.2
高校卒	規模計	12.4	(45.0)	(55.0)	(0.0)	87.6
	500人以上	31.1	(100.0)	(0.0)	(0.0)	68.9
	100人以上 500人未満	8.0	(46.1)	(53.9)	(0.0)	92.0
	100人未満	15.4	(0.0)	(100.0)	(0.0)	84.6

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、回答のあった本店を対象として集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
 3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100とならない場合がある。

第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員	大学院修士 課 程 修 了	円 * 248,793	円 * 252,553	円 x	円 —
	大 学 卒	221,094	233,715	195,396	199,109
	短 大 卒	195,547	* 200,000	x	—
	高 校 卒	176,114	180,621	167,420	x
新卒技術者	大学院修士 課 程 修 了	262,001	265,026	* 233,304	—
	大 学 卒	221,094	233,106	215,289	* 178,500
	短 大 卒	191,367	* 210,437	* 187,314	* 176,125
	高 校 卒	182,218	182,673	178,865	x
計	大学院修士 課 程 修 了	260,965	264,145	* 233,259	—
	大 学 卒	221,094	233,567	206,141	195,938
	短 大 卒	192,823	204,985	* 184,991	* 176,125
	高 校 卒	180,949	182,342	174,630	* 186,100

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「x」は、調査事業所が 1 事業所の場合である。

3 「*」は、調査実人員が 5 人以下であることを示す。

第 13 表 職種別、企業規模別給与額等

その 1 給与比較の対象職種

職 種 名		企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考
					きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 関 係 職 種	支 店 長	500人以上	人 2	歳 57.5	円 587,991	円 75	円 587,916	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
		100人以上 500人未満	x	x	x	x	x	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	x	57.3	569,465	50	569,415	
	事 務 部 長	500人以上	52	54.5	713,014	15,488	697,526	2 課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
		100人以上 500人未満	38	53.7	518,138	433	517,705	
		100人未満	10	57.2	569,684	28,100	541,584	
		計	100	54.5	624,628	11,029	613,599	
	事 務 部 次 長	500人以上	48	50.9	657,956	15,551	642,405	前記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職（部長一課長間）
		100人以上 500人未満	22	53.2	440,746	6,673	434,073	
		100人未満	7	52.1	550,462	24,784	525,678	
		計	77	51.6	586,123	13,854	572,269	
	事 務 課 長	500人以上	87	49.7	573,484	12,987	560,497	2 係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
		100人以上 500人未満	83	50.8	446,493	5,707	440,786	
		100人未満	9	46.6	470,920	7,714	463,206	
		計	179	50.1	509,443	9,346	500,097	
	事 務 課 長 代 理	500人以上	42	47.2	483,980	40,817	443,163	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下 4 人以上又は係長等の役職者の部下を有する者、職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長一係長間）
		100人以上 500人未満	48	51.1	479,053	30,609	448,444	
		100人未満	7	48.1	439,847	20,724	419,123	
		計	97	49.2	478,357	34,315	444,042	
	事 務 係 長	500人以上	156	47.0	491,328	48,783	442,545	係の長及び係長級専門職
		100人以上 500人未満	159	46.0	341,320	25,424	315,896	
		100人未満	15	45.3	372,553	26,558	345,995	
		計	330	46.4	413,653	36,518	377,135	

職 種 名		企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
					きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)	
事 務 関 係 職 種	事 務 主 任	500人以上	人 139	歳 44.1	円 408,044	円 36,718	円 371,326	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長一係員間）
		100人以上 500人未満	91	40.7	331,713	31,452	300,261	
		100人未満	27	44.7	309,755	19,262	290,493	
		計	257	42.9	370,690	33,020	337,670	
	事 務 係 員	500人以上	395	37.8	310,221	26,433	283,788	
		100人以上 500人未満	370	38.7	260,820	17,665	243,155	
		100人未満	102	39.5	248,336	11,818	236,518	
		計	867	38.3	281,858	20,972	260,886	

- (注) 1 「中間職（部長一課長間）」、「中間職（課長一係長間）」、「中間職（係長一係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう（以下同じ。）。
- 2 「x」は、調査実人員が2人以下の場合であり、計の調査実人員も「x」としている（以下同じ。）。

職 種 名		企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考
					きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A) - (B)	
技 術 関 係 職 種	工 場 長	500人以上	人 7	歳 51.1	円 633,354	円 17,273	円 616,081	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
		100人以上 500人未満	x	x	x	x	x	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	x	51.8	618,968	15,114	603,854	
	技 術 部 長	500人以上	22	55.2	672,720	11,704	661,016	2 課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
		100人以上 500人未満	19	54.6	581,807	4,850	576,957	
		100人未満	7	52.4	478,088	0	478,088	
		計	48	54.6	608,350	7,284	601,066	
	技 術 部 次 長	500人以上	20	51.6	593,830	51,281	542,549	前記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職（部長一課長間）
		100人以上 500人未満	14	52.4	529,246	8,670	520,576	
		100人未満	6	51.3	463,804	0	463,804	
		計	40	51.8	551,722	28,675	523,047	
	技 術 課 長	500人以上	116	50.2	558,854	22,761	536,093	2 係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
		100人以上 500人未満	70	49.7	465,667	15,178	450,489	
		100人未満	15	48.4	476,578	98	476,480	
		計	201	49.9	520,261	18,429	501,832	
	技 術 課 長 代 理	500人以上	56	47.3	507,220	62,219	445,001	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下4人以上又は係長等の役職者の部下を有する者、職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長一係長間）
		100人以上 500人未満	51	49.8	408,805	36,852	371,953	
		100人未満	x	x	x	x	x	
		計	x	48.5	459,110	49,664	409,446	
	技 術 係 長	500人以上	199	47.9	493,297	56,325	436,972	係の長及び係長級専門職
		100人以上 500人未満	87	44.3	370,423	33,015	337,408	
		100人未満	18	47.7	390,705	60,275	330,430	
		計	304	46.9	452,058	49,888	402,170	

職 種 名		企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考
					きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A) - (B)	
技 術 関 係 職 種	技 術 主 任	500人以上	人 179	歳 44.6	円 454,850	円 56,823	円 398,027	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
		100人以上 500人未満	92	40.4	364,578	38,062	326,516	
		100人未満	7	31.7	253,858	44,589	209,269	
		計	278	42.8	419,915	50,306	369,609	
	技 術 係 員	500人以上	433	34.2	349,359	40,630	308,729	
		100人以上 500人未満	282	33.3	291,918	26,388	265,530	
		100人未満	77	38.1	294,646	26,870	267,776	
		計	792	34.3	323,587	34,221	289,366	

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名		企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
					きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	500人以上	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	構成員50人以上の所の 長(取締役兼任者を除 く。)
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	—	
	研究部(課) 長	500人以上	33	49.4	586,328	46,710	539,618	2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の 長
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	33	49.4	586,328	46,710	539,618	
	研究室(係) 長	500人以上	44	44.3	498,081	47,654	450,427	構成員3人以上の室 (係)の長
		100人以上 500人未満	x	x	x	x	x	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	x	44.4	498,598	47,760	450,838	
	主 任 研 究 員	500人以上	56	39.6	458,075	45,990	412,085	研究員より上位の者 (研究所長の職名を有 する者、前記研究部 (課)長及び研究室 (係)長を除く。)
		100人以上 500人未満	5	38.0	440,999	39,699	401,300	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	61	39.5	456,675	45,474	411,201	
	研 究 員	500人以上	91	33.1	349,860	45,168	304,692	
		100人以上 500人未満	12	36.3	407,108	64,520	342,588	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	103	33.4	356,529	47,422	309,107	
	研 究 補 助 員	500人以上	11	32.2	288,177	4,847	283,330	
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	11	32.2	288,177	4,847	283,330	

職 種 名		企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考
					きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A) - (B)	
医療関係職種	病 院 長	500人以上	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
		100人以上 500人未満	x	x	x	x	x	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	x	63.0	1,452,300	0	1,452,300	
	副 院 長	500人以上	—	—	—	—	—	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
		100人以上 500人未満	6	54.7	1,304,831	80,125	1,224,706	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	6	54.7	1,304,831	80,125	1,224,706	
	医 科 長	500人以上	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
		100人以上 500人未満	7	52.1	1,295,629	230,743	1,064,886	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	7	52.1	1,295,629	230,743	1,064,886	
	医 師	500人以上	x	x	x	x	x	
		100人以上 500人未満	12	50.8	1,200,596	140,792	1,059,804	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	x	51.0	1,266,468	124,964	1,141,504	
	歯 科 医 師	500人以上	—	—	—	—	—	
		100人以上 500人未満	x	x	x	x	x	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	x	72.0	498,729	0	498,729	

職 種 名		企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考
					きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A) - (B)	
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	500人以上	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	部下に薬剤師 2 人以上
		100人以上 500人未満	3	53.3	461,074	1,500	459,574	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	3	53.3	461,074	1,500	459,574	
	薬 剤 師	500人以上	7	40.9	436,757	0	436,757	
		100人以上 500人未満	13	40.2	362,361	26,005	336,356	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	20	40.5	388,400	16,904	371,496	
	診療放射線技師	500人以上	3	28.7	319,100	0	319,100	
		100人以上 500人未満	9	48.2	372,562	31,444	341,118	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	12	43.3	359,197	23,583	335,614	
	臨床検査技師	500人以上	3	29.7	275,667	0	275,667	
		100人以上 500人未満	6	49.8	280,836	16,300	264,536	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	9	43.1	279,113	10,867	268,246	
	栄 養 士	500人以上	11	29.6	270,616	7,771	262,845	
		100人以上 500人未満	19	38.8	280,147	20,082	260,065	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	30	35.4	276,652	15,568	261,084	

職 種 名		企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考
					きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A) - (B)	
医 療 関 係 職 種	理 学 療 法 士	500人以上	人 25	歳 31.6	円 338,496	円 0	円 338,496	
		100人以上 500人未満	46	33.2	293,374	4,861	288,513	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	71	32.6	309,262	3,149	306,113	
	作 業 療 法 士	500人以上	13	32.8	341,654	0	341,654	
		100人以上 500人未満	48	35.9	309,866	6,242	303,624	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	61	35.3	316,640	4,912	311,728	
	総 看 護 師 長	500人以上	—	—	—	—	—	部下に看護師長 5 人以上
		100人以上 500人未満	5	52.4	460,161	42,938	417,223	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	5	52.4	460,161	42,938	417,223	
	看 護 師 長	500人以上	x	x	x	x	x	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
		100人以上 500人未満	32	51.0	414,517	54,565	359,952	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	x	49.6	419,681	54,885	364,796	
	看 護 師	500人以上	23	39.2	351,127	57,157	293,970	
		100人以上 500人未満	124	43.5	358,840	56,104	302,736	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	147	42.8	357,634	56,269	301,365	
	准 看 護 師	500人以上	10	49.7	312,774	33,974	278,800	
		100人以上 500人未満	70	46.1	303,353	46,372	256,981	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	80	46.5	304,531	44,822	259,709	

職 種 名			企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
						きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)	
教 育 関 係 職 種	大 学	学 長	500人以上	人 －	歳 －	円 －	円 －	円 －	
			100人以上 500人未満	－	－	－	－	－	
			100人未満	－	－	－	－	－	
			計	－	－	－	－	－	
		副 学 長	500人以上	－	－	－	－	－	
			100人以上 500人未満	－	－	－	－	－	
			100人未満	－	－	－	－	－	
			計	－	－	－	－	－	
		学 部 長	500人以上	－	－	－	－	－	
			100人以上 500人未満	－	－	－	－	－	
			100人未満	－	－	－	－	－	
			計	－	－	－	－	－	
		教 授	500人以上	15	52.9	521,620	0	521,620	
			100人以上 500人未満	22	57.1	543,550	0	543,550	
			100人未満	－	－	－	－	－	
			計	37	55.4	534,660	0	534,660	
		准 教 授	500人以上	16	50.1	441,048	0	441,048	
			100人以上 500人未満	16	51.6	422,538	0	422,538	
			100人未満	－	－	－	－	－	
			計	32	50.9	431,793	0	431,793	
		講 師	500人以上	17	43.8	416,158	0	416,158	
			100人以上 500人未満	16	45.6	382,164	0	382,164	
			100人未満	－	－	－	－	－	
			計	33	44.7	399,676	0	399,676	

職 種 名			企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
						きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A) - (B)	
教 育 関 係 職 種	大 学	助 教	500人以上	人 4	歳 42.5	円 386,551	円 0	円 386,551	
			100人以上 500人未満	13	44.1	352,100	0	352,100	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	17	43.7	360,206	0	360,206	
	高 等 学 校	校 長	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		教 頭	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		主 幹 教 諭	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		指 導 教 諭	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		教 諭	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	

職 種 名			企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和 6 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考
						きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A) - (B)	
海 事 関 係 職 種	船 機 関 長	遠 洋	500人以上	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	遠洋 航行区域に限定の ない総トン数20トン 以上の船舶の乗組員 近海 北緯63度から南緯 11度の間及び東経94 度から175度の間の水 域を航行区域とする 総トン数20トン以上 の船舶の乗組員 沿海・平水 港内又は湾内を航 行区域とする総トン 数5トン以上の船舶 の乗組員
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		近 海	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	11	52.2	829,953	42,113	787,840	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	11	52.2	829,953	42,113	787,840	
		沿 海 ・ 平 水	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
	一 等 航 海 士 一 等 機 関 士	遠 洋	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		近 海	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	11	41.7	657,585	157,056	500,529	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	11	41.7	657,585	157,056	500,529	
		沿 海 ・ 平 水	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	

職 種 名			企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和 6 年 4 月 分 平均 支給額			備 考
						きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A) - (B)	
海 事 関 係 職 種	二等航海士 二等機関士	遠 洋	500人以上	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		近 海	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	15	33.2	543,947	146,015	397,932	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	15	33.2	543,947	146,015	397,932	
		沿 海 ・ 平 水	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
	三等航海士 三等機関士	遠 洋	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		近 海	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	8	24.3	449,070	117,574	331,496	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	8	24.3	449,070	117,574	331,496	
		沿 海 ・ 平 水	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	

職 種 名			企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
						きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)	
海 事 関 係 職 種	運 航 士	遠 洋	500人以上	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		近 海	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		沿 海 ・ 平 水	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
	甲 板 長 操 機 長	遠 洋	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		近 海	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	10	56.9	629,308	155,333	473,975	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	10	56.9	629,308	155,333	473,975	
		沿 海 ・ 平 水	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	

職 種 名			企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
						きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)	
海 事 関 係 職 種	甲板手 操機手	遠 洋	500人以上	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		近 海	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	9	43.9	587,881	165,743	422,138	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	9	43.9	587,881	165,743	422,138	
		沿 海・ 平水	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
	甲板員 機関員	遠 洋	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		近 海	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	11	27.1	391,911	85,121	306,790	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	11	27.1	391,911	85,121	306,790	
		沿 海・ 平水	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	

職 種 名		企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	令和 6 年 4 月 分 平均支給額			備 考
					きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A) - (B)	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	500人以上	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	見習、外国語の電話 交換手を除く。
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	—	
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	500人以上	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	—	
	守 衛	500人以上	—	—	—	—	—	
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	—	
	用 務 員	500人以上	—	—	—	—	—	
		100人以上 500人未満	3	59.7	198,757	0	198,757	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	3	59.7	198,757	0	198,757	

第14表 家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支 給 の 有 無		割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		73.3%
	配偶者に家族手当を支給する	(78.0%)
	子に家族手当を支給する	(100.0%)
家 族 手 当 制 度 が な い		26.7%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	10,455 円
	配 偶 者 と 子 1 人	15,302 円
	配 偶 者 と 子 2 人	19,683 円
	子 1 人	13,428 円
	子 2 人	23,734 円
	子 3 人	34,494 円

- (注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
- 2 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
- 3 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

見 直 し 予 定 の 状 況	割 合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	13.0
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの 動向等によっては、見直すことを検討	14.4
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	72.7

- (注) 1 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。
- 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100とならない場合がある。

第15表 通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

(単位：%)

在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
89.4	(52.6)	(2.8)	(29.7)	(14.9)	10.6

(注) 1 () 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100とならない場合がある。

その2 在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

(単位：%)

特急料金を含む 通勤手当を 支給する					特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
57.9	(50.6)	(25.3)	(3.6)	(20.4)	42.1

(注) 1 在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100とならない場合がある。

第 1 6 表 特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期（A 1）	333, 043 円	277, 084 円
	上半期（A 2）	340, 249 円	283, 792 円
特別給の支給額	下半期（B 1）	827, 392 円	739, 413 円
	上半期（B 2）	716, 559 円	627, 965 円
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B 1}{A 1} \right]$	2. 48 月分	2. 67 月分
	上半期 $\left[\frac{B 2}{A 2} \right]$	2. 11 月分	2. 21 月分
	年 間 計	4. 59 月分	4. 88 月分

（注） 下半期とは令和 5 年 8 月から令和 6 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

第 1 7 表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

（単位：％）

項目 企業規模	係員		課長級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	58. 5	41. 5	50. 4	49. 6	54. 7	45. 3
500人以上	62. 3	37. 7	51. 8	48. 2	55. 0	45. 0
100人以上 500人未満	59. 1	40. 9	52. 3	47. 7	58. 3	41. 7
100人未満	46. 7	53. 3	39. 4	60. 6	41. 3	58. 7

第18表 定年制の状況等

その1 定年制の状況

(単位：%)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	65.1	34.9	0.0

その2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位：%)

区分 \ 項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課長級	54.4	44.9	45.6
非管理職	66.5	63.3	33.5

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(その3において同じ。)
- 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

その3 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位：%)

課長級	非管理職
73.8	79.1

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 職員給与と民間給与との比較

第19表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
369,698 円	360,420 円	9,278 円 (2.57 %)

(注) 1 この表は、公務にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、役職段階、年齢、学歴が同等であると認められる者の相互の4月分の給与を比較したものである。なお、役職の比較に当たっては、次の表によったものである。

2 「民間給与」は、行政職給料表適用者と比較し得た民間従事者の給与について当該比較し得た行政職給料表適用者の人員構成に合わせて加重平均したものをいい、「職員給与」は、民間従事者と比較し得た行政職給料表適用者の平均給与をいう。
したがって、この表における「職員給与」は、第2表における「平均給与月額」と若干異なるものである。

(参考) 公民比較対応表

職員(行政職)の 職 務 の 等 級	民 間 の 対 応 職 種		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
9 級	支店長・工場長 部 次 長		
8 級	課 長	支店長・工場長 部 次 長	
7 級			支店長・工場長 部 次 長
6 級	課 長 代 理	課 長	
5 級			課 長
4 級	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級		係 長	係 長
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

4 生計費関係

第20表 費目別、世帯人員別標準生計費（徳島市）

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（有業人員1人の2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和6年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

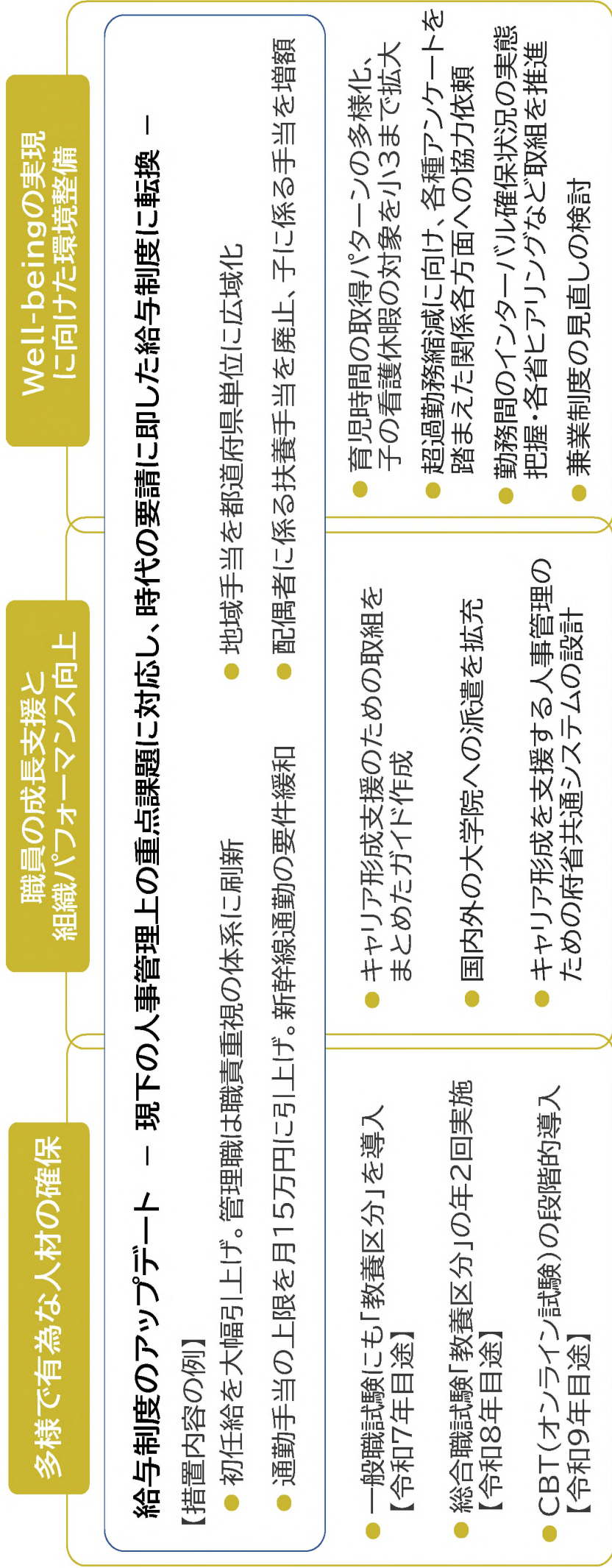
食料費 ……食料
 住居関係費 ……住居、光熱・水道、家具・家事用品
 被服・履物費 ……被服及び履物
 雑費Ⅰ ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
 雑費Ⅱ ……その他の消費支出
 （諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	31,200	39,660	51,540	63,430	75,320
住居関係費	43,770	49,050	45,220	41,380	37,550
被服・履物費	5,410	5,060	7,720	10,380	13,040
雑費Ⅰ	28,730	39,400	60,370	81,360	102,360
雑費Ⅱ	6,960	12,550	15,770	18,990	22,220
計	116,070	145,720	180,620	215,540	250,490

5 令和6年人事院勧告・報告の概要

人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



+

人事行政諮問会議

中間報告を

踏まえた取組

- ✓ 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るための行動規範の検討
- ✓ 職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要な施策等の検討
(在級期間に係る制度・運用の見直しの検討、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

令和6年 人事院勧告・報告の概要

■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給

〔本年4月分の民間給与を調査して官民比較〕 〔令和6年4月実施〕

✓ 官民較差: 11,183円(2.76%)

● 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップグレードの先行実施

【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6%〔+29,300円〕) 〔一般職(大卒)〕 220,000円(+12.1%〔+23,800円〕)
 【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8%〔+21,400円〕)

● 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定

行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス

〔直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕 〔令和6年4月実施〕

✓ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに0.05月分引上げ

寒冷地手当

〔手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施〕

✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)】

- ✓ 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給

初任給・若年層の水準を大幅引上げ

係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し

地域手当

都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)異動保障を3年間に延長

通勤手当等

支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和

扶養手当

配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

ボーナス

成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充

その他手当

管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大

再任用職員の手当拡大(住居手当、特地域勤務手当、寒冷地手当等)

国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- ✓ 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充

- ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に

- ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大